

第 4 0 5 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

5. 傍聴者

中讃西部漁業協同組合 組合員 志 摩 勇 紀
中讃西部漁業協同組合 組合員 志 摩 由美子

6. 議事事項とその結果

第1号議案 「香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について（諮問）」
諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「香川県資源管理方針の変更について（諮問）」
諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「まいわし、まあじ太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」
諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第4号議案 「令和6年度の連合海区漁業調整委員会の開催について」
内容について事務局が説明した。

7. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に森委員と松本伊委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

「香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について」知事から諮問があります。事務局から説明をお願いします。

〔秦主任〕

（資料1に基づいて説明）

水産庁と必要書類の調整を現在しているところでありまして、改正に必要な資料については、まだ完成していないところではありますが、今回改正を予定している内容につきましては、水産庁からは概ね了承いただいておりますので、今後の水産庁との必要書類の調整の中で、改正内容に変更が伴わない範囲で必要書類の体裁や字句の修正等の軽微な指摘があった場合には、事務局一任とさせていただければと思います。

〔山本委員〕

今回の改正は、今までの制限にさらに追加するというものですか。

〔北尾会長〕

いえ、水産動植物の名称が変わるとというのが一つ、それと現在採捕が禁止されているアマモの流れ藻を採捕できるようにするという改正になります。

〔山本委員〕

アマモの流れ藻の解禁できるようにになれば、以前からメバルの稚魚を獲っていた者に影響があるのではないですか。

〔秦主任〕

メバルの稚魚が出現するのが3月から4月、遅くて5月にかけてで、その時期の流れ藻は、どちらかというとアマモよりもホンダワラ類の方が多いと考えています。

〔山本委員〕

アマモも多いと思います。

〔秦主任〕

アマモも一定量あるかもしれないですが、どちらかというとならガラムが多く、そのガラムの流れ藻に稚魚が多くついているとの研究報告があります。

〔山本委員〕

それでは、稚魚の採捕は黙認するということによろしいでしょうか。

〔秦主任〕

黙認とかではなく、アマモの流れ藻を採捕しても水産有用資源への影響は少ないだろうと考えています。

〔山本委員〕

メバルの稚魚については、東讃地区の方では黙っていますが、流れ藻の塊の採捕を解禁してしまえば、メバルの稚魚の採捕を黙認することと同じになるのではないですか。

〔秦主任〕

それは、アマモの流れ藻にメバルの稚魚が多くついているということでしょうか。

〔山本委員〕

ついています。

〔秦主任〕

それは、アマモの流れ藻をとっていると称して、メバル等の稚魚を採られてしまう懸念があるということでしょうか。

〔山本委員〕

アマモや他の藻の塊に様々な魚が付いていて、それを採っている者がいることを知っています。今も何名かおります。アマモの流れ藻の採捕を解禁するということは、その行為を黙認するということによろしいでしょうか。

〔三木委員〕

アマモの流れ藻の採捕を解禁するための改正です。

〔山本委員〕

一緒に稚魚が採れてしまったら、持って帰っても良いということではないのですか。

〔秦主任〕

稚魚の採捕につきましては、現在、メバル等であれば採捕しても規制はかかっておりません。

〔山本委員〕

流れ藻の採捕が解禁となってしまうのは、海上保安部に声掛けされたとしても、なんとでも言い逃れが出来てしまうのではないのでしょうか。昔であれば、たも網を持っているだけでも、何をしているのかと聞かれることがありました。

〔志摩委員〕

流れ藻を採っていると言いつれば、それが成立してしまうということですよ。ね。

〔秦主任〕

今の時点でも、メバルの稚魚については採捕に関する規制はありません。

〔山本委員〕

メバルの稚魚だけではないですよ。

〔秦主任〕

クロダイの稚魚につきましては、サイズ制限があります。

〔山本委員〕

クロダイは流れ藻についているのは見たことないですが、メバルもついています。

〔秦主任〕

過去の研究報告で見ますと、アマモの流れ藻にはアミメハギやヨウジウオといった水産資源の中でも有用でない種類がついていることが多いとされています。

〔山本委員〕

それでは解禁したらいいです。海上保安部が来ても、アマモの流れ藻を採っているだけと言いますので。今までは、採ってはいけなから、たも網等の道具を持っているだけで、海上保安部に、「その道具を何に使うのか」とよく聞いてこられました。

〔三木委員〕

アマモを採っているだけだと言えいいだけではないのですか。そこで魚を捕っているとせば、また別の問題になってしまうのではないのですか。

〔秦主任〕

今のところ、メバルの稚魚につきましては、規制はありません。

〔山本委員〕

規制はかかっていないということは、構わないということでしょう。

香川県でウキソメバルを養殖しているのは、鴨庄地区ぐらいでしょう。3年養殖する必要がありますが、種苗は他県から購入しています。自然にいる稚魚と一緒に養殖しないと大きくならないのです。

稚魚を採っている本人には伝えておきます。県が構わないのであればいいのですが、その辺りははっきりしておいて欲しいです。

〔秦主任〕

今回、解禁するのが、アマモの流れ藻のみで、ガラモの流れ藻につきましては解禁しないこととしています。

〔山本委員〕

だから、アマモの流れ藻にもジャコが付いていると言っています。メバルや他の魚が付いていたとしても規制はなくなるということによろしいですか。

〔植田室長〕

アマモについてはです。

〔小見山委員〕

誰が採っても良いということですか。

〔山本委員〕

県がそう言っています。

〔北尾会長〕

その他何かございますか。

〔松本_梧委員〕

資料の中で、「当該活動以外で利用されることのないアマモの流れ藻」とあります

が、農業者なんか打ちあがった藻を畑の肥料として使っている実態もあったかと思いますが、この方たちについても流れ藻を採捕しても無罪になるということでしょうか。

[秦主任]

改正が出来れば、アマモの流れ藻については採捕しても違法ではなくなります。

[松本^橋委員]

アマモだけでなく、ヒジキやホンダワラなんかも使っていたと思いますが。

[植田室長]

ホンダワラなどは解禁されません。アマモだけになります。

[北尾会長]

その他何かございますか。そうしましたら、「香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について」適当である旨答申してよろしいでしょうか。

[委員一同]

はい。

[北尾会長]

ありがとうございます。

それでは続きまして、「香川県資源管理方針の変更について」知事から諮問があります。事務局から説明願います。

[湯谷主任]

(資料2に基づいて説明)

[北尾会長]

ただいま、事務局から説明がございました。前回の委員会で、カタクチイワシが来年の1月1日からTAC対象魚種になることから、それに伴い県の資源管理方針を変更が必要ということです。この件について、何かご意見ありますか。

[北野委員]

前回の説明では、関係するのは、カタクチだけという話であったが、今回の説明では、シラスについても関係するような内容になっているのではないのでしょうか。じきに子の資源管理もすべきという通達が来るのは分かっています。

[松本^伊委員]

(現状のシラスの努力量増加させないよう努めるという内容が) あいまいとえばあいまいだと思います。

[志摩委員]

TAC対象となって制限がかかった場合、補償のようなものはありますか。獲る量が減るということは、収入が減るということだと思います。その分の補てんについて、国や県は考えていないのでしょうか。

[植田室長]

今のところ、補償は考えてございません。

[松本^伊委員]

補償について国は全く取り合ってくれません。

[志摩委員]

それは、漁師に死ねと言っているようなものです。

[松本伊委員]

私の地区は漁獲のメインがカタクチで、組合にとっても獲れなくなれば厳しい状況になります。

[志摩委員]

極端な話ですが、うどんの出汁の質が変わることになると思います。国や県は守れと言いますが正直、結果がついてくるとは思えません。

[松本伊委員]

過去の実績に基づいて、漁獲枠が決まることから今年、浜では多少単価が安くても無理してでも漁獲しておこうという動きになってしまいました。結果的に赤字になったと思います。

[北野委員]

基本となる水準を上げておこうという動きになるのはよく分かります。

[松本伊委員]

過去の実績に遡って漁獲枠を決めるといいますので、無理に獲らなくてよいものを獲ろうという動きになってしまいます。資源に悪影響になり、逆効果だと思います。

[志摩委員]

一方で北海道などでは、毎年たくさんのイワシが浜に打ちあがって死んでいます。そういったものの取扱いをどうするかという話もあります。

[松本伊委員]

神戸に何回行って話をしても、国は聴く耳を持ってもらえませんでした。

漁獲可能期間について、「周年」とありますが許可期間は5月15日から1月15日です。間違いではないでしょうか。

[大山室長補佐]

許可期間はそのとおりですが、カタクチイワシを管理する期間としては1年として定めるものです。

[松本伊委員]

カタクチへのTAC導入は始まりに過ぎず、これからどんどんTAC対象が増えるのではないのでしょうか。結局、漁師をするなということでしょうか。

[志摩委員]

将来の収入を補償してくれるのであれば、すぐに止められます。

前回からステップアップについて説明がありましたが、これが承認されれば来年から始まるということでしょうか。

[湯谷主任]

来年の1月からステップ1として、まずは報告の義務化が始まり、報告体制の整備を主にやっていきます。その他にも、漁獲枠を超えそうになった際の他県間の融通や翌年度からの繰入れなど、運用の課題について議論も行います。次のステップ2では、各府県に試行的に漁獲枠を割り振ってTAC管理を行います。ステップの中で諸課題がクリアされれば、ステップ3の実際の数量管理へ進むというのが、流れになります。

[志摩委員]

もし漁獲量が横ばいになった場合は、検討の期間は伸びるのでしょうか。例えば、ず

っと漁獲枠を下回った状態が続いた場合でもステップを進めるのでしょうか。

[松本伊委員]

それは、実績として漁獲枠になるということだと思います。

[湯谷主任]

漁獲枠を決めるために採用する実績として、過去3年分だとか、5年分だとか、5中3だとか、考え方はあると思いますが、まだ決まっていません。これから、ステップの中で議論していく予定です。

[松本伊委員]

我々は共販があるので、きちんと数字が出ますが、他県は個人売りをしていたりすることから、実態が分かっておらずデータがないとのこと。データがないということは、実績がゼロで商売できないということですので、TACになることになって慌てているような状況です。

[小見山委員]

シラスも対象になるのでしょうか。

[湯谷主任]

シラスは数量管理にはなりません。国からは、シラスは環境要因により資源変動が大きすぎる点やカタクチと資源変動がリンクしていない点から、現状では数量管理は難しいとしています。

[志摩委員]

管理しないとありますが、シラスも努力量を現状より増加させないとあります。したがって、たくさん獲ってはいけないということではないのですか。

[湯谷主任]

シラスは漁獲量ではなく、隻数や許可数を現状より増やさないようにするものです。カタクチに数量管理が入ることを受けて、シラス漁へシフトして過大にシラスへの漁獲圧が高まらないようにするものです。

[小見山委員]

許可が増えないのですから、隻数が増えることはないでしょう。

[松本伊委員]

実際、（シラスは）管理ができないということだと思います。シラスは、個人で売っている人も多く、実態が分からないと思います。

[小見山委員]

実際、（漁獲枠により制限されたら）伊吹は困るでしょう。

[松本伊委員]

困ります。

[小見山委員]

今回、海区委員会に諮っていますが、委員全員が反対したらどうなるのでしょうか。反対してもTAC管理を進めるということでしょうか。地元海区での意見が通らないのであれば、諮る意味がないのではないのでしょうか。

[大山室長補佐]

シラスについては、香川県でいうと東讃パッチ、込網で漁獲されると思いますが、その方々には個別に県の資源管理方針に漁獲努力量を現状より増やさないようにする

という内容が追加になることを説明し、意見を聴きました。関係者からは、現状の資源や漁業の状態で隻数を増やすことはないとの意見をいただきました。カタクチが数量管理になったことを受けて、カタクチを獲っていた人がシラスにシフトして、過度に獲りすぎないようにこういった方針を入れることを説明し、関係者から了解をいただきました。

[嶋野委員]

漁獲枠について、5中3とか7中5とか、どこを基準にして定める方針なのでしょうか。県は国から何か聞いていますか。

[湯谷主任]

どういった基準にするか、全く決まっていない状態です。これから、ステップの中の議論でその基準について議論していくものと考えています。

[嶋野会長]

今までの傾向ですと、前年度では話にならないので、過去の一番多かった年と少なかった年を除いた5中3の平均をとるのが妥当なのかなと思います。また、伊吹の漁業者のように、パッチ網で一年間の生計を立てている地区とパッチ網以外でカタクチを獲っている地区と同じにされたらたまらないです。全く漁業形態が異なります。さらに、伊吹では脂イワシになったら漁獲しません。松本組合長が言っていますが、漁獲枠を確保するために儲けにならなくても操業せざるを得ない状況になっていると思います。そうすると、逆に資源が減ってしまうことになります。そうなることについても国は考えるべきです。ステークホルダー会合で漁業者の意見を聴くとしていますが、最後は国が強引に決めてしまっています。今の時代にこのやり方はあげつないと思います。

[小見山委員]

これは国からこういうふうにやりなさいという報告なのですか。反対しても意見を聴かないのであればそう言うことだと思います。県はこういった意見を国にあげているのですか。

[植田室長]

カタクチのTAC管理導入について、ステークホルダー会合とって国や現場の関係者が集まる会議で、TAC導入をするかしないか、これまで3回話し合ってきたところです。その中で了解が得られたとして進めていることになっています。

[志摩委員]

了解はしていないと言っています。

[嶋野委員]

国がやることだから、仕方ないとして渋々、了解したかたちになったもので、誰も心から賛成はしていないと思います。

[志摩委員]

交渉のテーブルについても、こちら側には一方的にやれと言われるだけで対価がないと思います。制限された分の補償があるのであれば、なんとか漁師は生活できるかもしれませんが。

[小見山委員]

もう話をしてもどうにもならないと思います。

[嶋野委員]

漁獲枠を設定して制限されても、単価が上がって今までどおりの水揚げ金額を確保できれば、漁師はなんとかやっているといます。全国的な話なので、なかなか補償は現実的ではないでしょう。これまで制限してきたマグロなどで補償をしているかというとしていないと思います。

[松本伊委員]

結局、漁師で最後まで反対を意見しに行ったのは伊吹だけでした。4回も神戸に行きましたが、ただ反対というだけではどうにもなりませんでした。

[北野委員]

県が許可しているのに、県が漁獲枠を作るのではないというのが変な話です。そのあたりの話はなかった。

[志摩委員]

先ほど、嶋野委員から意見があったように、伊吹のようにカタクチ漁のみに特化している場合は違う制限にすべきだと思います。

[松本伊委員]

そのようなことを言っても国は相手にしてくれません。私もこれまでたくさん意見しました。

[小見山委員]

パッチ網は周年漁期があるのですか。

[松本伊委員]

正味、6月から9月の4か月が漁期です。操業日数でいうと30日程度です。許可証上の漁業時期は5月から1月ですが資源管理のため、5月は操業していません。こちらが、従来から資源保護をしていますと言っても、国からはそれは引き続きやってくださいと言われました。

[大山室長補佐]

補足ですが、国からはTAC制度は獲りすぎるのを防ぐという目的があり、伊吹のように他の地区とは違う漁業経営があるのであれば、柔軟な運用をするとも言っています。そこをステップの中できちんと決めて、現場の操業に影響がないようにTAC制度を導入していくしかないと考えています。

[北野委員]

卵が先か、鶏が先かという話でつまり、資源を確保するのに親を守るべきか、子を守るべきかということがはっきりしていないと思います。水産庁が資源管理において親を制限すべきか、子を制限すべきか結論を出しているのでしょうか。

[大山室長補佐]

カタクチについては、親は数量管理を行って、子のシラスは数量管理をせず、隻数といった努力量の管理を行うことになっています。ご指摘のように、子であるシラスを管理すべきという意見も当然あると思います。

[北野委員]

他の魚種では基本的に資源管理と言え、まずは小さいものを保護しています。

[嶋野委員]

シラスは全国に業者が多いですから、(数量管理は)話にならないのでしょうか。

〔山本委員〕

伊吹はカタクチを専門に獲っていますが、瀬戸内海のほかの地区を見てみると、例えばイワシがだめなら、サバを獲るなどほかの魚種を獲って1年の生計を立てられるようになっています。全然状況が違うと思います。そのような実態を国は知らないのではないのでしょうか。船が動いたら漁業者は飯を食べていけるのです。県からも伝えてほしいと思います。

〔北尾会長〕

様々な厳しい意見がありました。今回の意見はステップ1、2の議論の中で事務局から意見を言っていたきたいと思います。そこで、今回はやむを得ないですが、答申するというところでよろしいでしょうか。

〔委員一同〕

はい。

〔松本伊委員〕

事務局にはよろしくお願ひしたい。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。

それでは続きまして、「まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量について」知事から諮問があります。事務局から説明願ひます。

〔湯谷主任〕

(資料3に基づいて説明)

〔北尾会長〕

カタクチイワシは、瀬戸内海でどれくらいとれているのですか。

〔湯谷主任〕

昨年でおよそ38,000トンとなっています。

〔北野委員〕

伊吹漁協と観音寺漁協でどれくらいとれているのですか。

〔大山室長補佐〕

通常6,000トン前後で、良い時で8,000トン程度になります。

〔松本伊委員〕

県によって、乾燥の換算係数も異なっています。

〔大山室長補佐〕

ステップ1の段階で、換算係数については検討することになっています。統一する方が良いという意見もありますが、このままで良いという意見もあります。脂イワシ、大羽、小羽の状態によっても異なります。

〔北尾会長〕

その他何かございますか。

そうしましたら、「まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量について」適当である旨答申してよろしいでしょうか。

〔委員一同〕

はい。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。

それでは続きまして、「令和6年度連合海区漁業調整委員会の開催について」事務局から説明願います。

〔小林副主幹〕

(資料4に基づいて説明)

〔北尾会長〕

資料にあるとおり、出席をよろしく申し上げます。他に何かございますか。

〔委員一同〕

なし

〔北尾会長〕

ありがとうございます。それでは、第405回海区漁業調整委員会を閉会します。

〔閉 会 15時00分〕

上記は第405回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 森 勝 喜

署名委員 松 本 伊 三 郎